

## 令和3年度健康づくり教室等助成事業実施要項

### 1. 目的

労働安全衛生の観点から各所属所等で行われる組合員のための健康づくりに関する教室及び研修会（以下「教室等」という。）について、講師の紹介や経費の助成等の支援を行うことにより、組合員が抱える健康に関する不安や悩みの早期解決を図り、もって組合員の健康の保持増進に資することを目的とする。

### 2. 助成対象

公立学校共済組合員の所属する所属所等

#### ※所属所とは

- ・当該支部の所在する都道府県又はこれに包括される市区町村が設置する公立学校。
- ・当該支部の所在する都道府県の都道府県教育委員会事務局の課、出張所（これらに準ずるものを含む。）
- ・都道府県教育委員会の所管に属する教育機関（公立学校を除く。）
- ・一般地方独立行政法人（宮崎公立大学・宮崎県立看護大学）

#### ※所属所等とは

学校教育（学校保健、栄養指導等含む）及び学校経営の研究や職員の資質向上又は教職員の健康づくりを目的として組織された地区単位協議会や研究会。

### 3. 助成期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 4. 助成内容

所属所等において助成期間内に開催される教室（生活習慣、運動指導、感染症予防、休養など、健康づくりやメンタルヘルスに関する啓発等を内容とするもの）等について、「別紙1」のとおり経費の助成・九州中央病院の講師の派遣を行う。また年度内に2回以上実施する場合は1回毎に助成する。

### 5. 経費の助成の申請方法

所属所等は、様式1「健康づくり教室等助成事業助成金申請書」に必要事項を記入の上、公立学校共済組合福利厚生担当あてに実施予定日の1か月前までに提出する。

その際、①実施計画書・②講師旅費内訳書もしくは旅費内訳書兼請求書・③送金先口座の通帳の写しを併せて添付すること。

### 6. 助成の決定

支部長は、申請書を審査の上、助成する所属所等を決定し、様式3「健康づくり教室等助成事業助成金決定通知書」により、該当所属所長(代表者)へ通知する。

### 7. 九州中央病院の講師派遣の申請方法

所属所等は、様式2「健康づくり教室等助成事業講師派遣申請書」に必要事項を記入の上、公立学校共済組合福利厚生担当あてに実施予定日の3か月前までに提出する。

その際、実施計画書を併せて添付すること。

### 8. 講師派遣の決定

支部長は、申請書を審査の上、九州中央病院講師を派遣する所属所等を決定し、様式4「健康づくり教室等助成事業講師派遣決定通知書」により、該当所属所長(代表者)へ通知する。

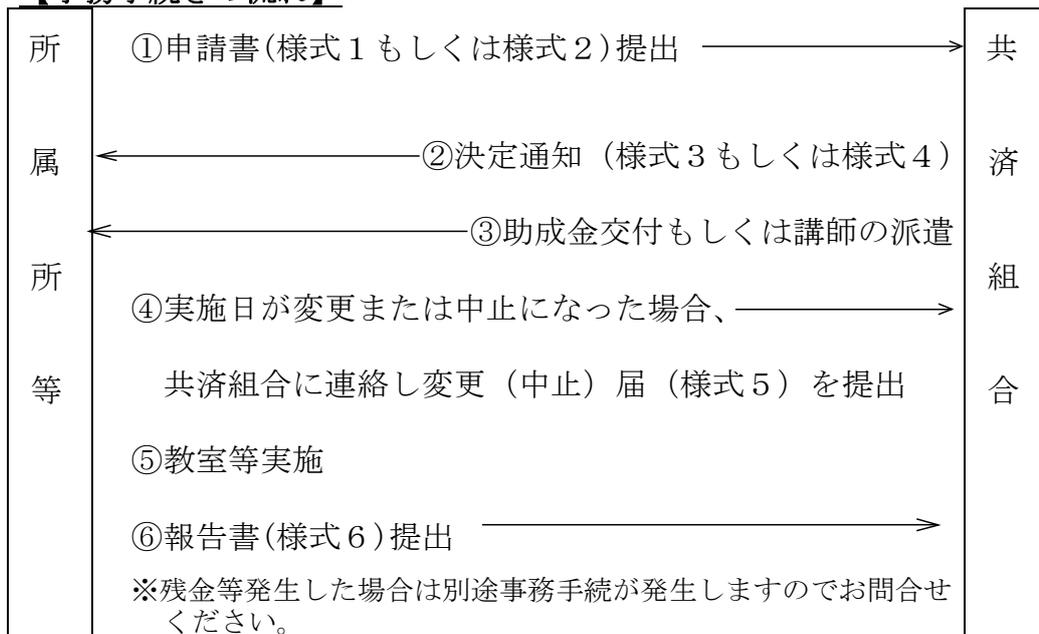
9. 申請内容の変更

所属所等は、申請内容に変更等があった際は、様式5「健康づくり教室等助成事業変更（中止）届」に必要事項を記入の上、公立学校共済組合福利厚生担当あてに提出する。

10. 報告書の提出

助成対象となった所属所長（代表者）は、教室等終了後、様式6「健康づくり教室等助成事業報告書」により速やかに報告を行う。その際、学校長宛領収書の原本を添付すること。

**【事務手続きの流れ】**



## 1. 費用助成額の上限

参加組員数	上限額	参加組員数	上限額
1人～50人	3万円	201人～250人	15万円
51人～100人	6万円	251人～300人	18万円
101人～150人	9万円	301人～350人	21万円
151人～200人	12万円	351人～400人	24万円

【備考】

- ・上記の上限額について、以下、50人毎に3万円ずつ加算します。
- ・実施する教室等に複数所属が参加する場合、「所属数×3万円」と「上記の上限金額」のうち、高い方の額を上限とします。

## 2. 助成対象となる費用項目

助成対象項目	内容
講師謝金	講師に支払う謝金。
講師交通費	講師に支払う交通費
資料代	教室等の実施に係る資料代、コピー代等
会場使用料	教室等の実施に係る会場使用料
その他	上記のほか、実施に必要な経費として当共済組合が認めるもの。

【備考】

- ・物品の購入や料理教室の材料・職員のお茶などの自己消費物品については、助成の対象とはなりません。

## 3. 講師謝金の上限額

講師区分		1時間あたりの金額(円)
県内 学識経験者	大学教授	8,000
	大学准教授	5,000
	その他	5,000～10,000
県外 学識経験者	大学教授	20,000
	大学准教授	17,000
	その他	10,000～20,000

【備考】

- ・謝金単価が標準より高い場合、講師の方の経歴を見て検討し、高額と判断された場合には、謝礼額の変更をお願いする場合があります。
- ・講師の講義時間数の合計に1時間未満の端数がある場合には、次により取り扱うものとします。
  - (1) 30分以内の場合は、0.5時間として計算する。
  - (2) 30分を超える場合は、1時間として計算する。

#### 4. 講師交通費の算出・報告方法について

講師交通費については、県の条例に基づく特別旅費額を助成します。特別旅費額の算出は以下の方法で行い、指定の様式を申請書に添付の上でお申し込みください。

所属所	算出・報告方法
県教育庁 県立学校	県の旅費システムにより特別旅費額を算出し、システムより出力した「 <u>旅費内訳書兼請求書</u> 」を添付してお申し込みください。
市町村立学校 その他所属所	算出した特別旅費額を記入した「 <u>講師旅費内訳書</u> 」を添付してお申し込みください。 特別旅費額を算出できない場合は、公立学校共済組合宮崎支部福利厚生担当（0985-26-7242）まで講師交通費の額についてお問い合わせください。
<b>【備考】</b> ・ <u>宮崎県健康づくり協会の講師派遣事業</u> を利用する場合は「健康づくり協会講師派遣資料」を参考に算出してください。なお、距離の測定については NAVITIME を利用してください。	

#### 5. 講師の紹介について

公立学校共済組合の直営病院である九州中央病院より講師を派遣することができます。費用等はかかりません。講演テーマ等につきましては「令和3年度 講師及び講演テーマ」をご参照ください。

紹介を希望する所属所は、教室等実施日の3カ月前までに様式2「健康づくり教室等助成事業講師派遣申請書」にて申し込みを行ってください。

#### 6. その他

様式については公立学校共済組合宮崎支部ホームページ内の事務担当者専用ページにも掲載していますので、御活用ください。

※事務担当者専用ページへのログイン方法については、別途通知いたします。

- ・ ホームページ

<https://www.kouritu.or.jp/miyazaki/>